



公益財団法人
給水工事技術振興財団

事業案内 2017

ご挨拶



理事長
浜田 康敬

公益財団法人給水工事技術振興財団は、当時の社団法人日本水道協会と全国管工事業協同組合連合会から基本財産の出捐を得て、平成 9 年 3 月に設立されました。設立の目的は、現在の定款にも掲げられているように、「給水装置工事技術者の養成ならびに給水装置工事技術の開発、調査及び研究」を推進することです。

現在、当財団の主要な事業として、水道法に基づく指定機関として給水装置工事主任技術者のための国家試験を毎年実施するとともに、給水装置工事を適切に行う技能者を養成するための給水装置工事配管技能検定会を全国の主要都市で開催しています。その他、給水装置工事技術の向上に資するための調査研究、図書の刊行等を行っています。

給水装置は、水道事業者と水道利用者をつなぐ重要な役割を果たすものであり、それが適正に施工されることは、水道の安全を確保・維持していくうえで極めて重要です。

当財団としては、引き続き水道事業や給水装置工事業に携わる方々のご支援とご協力を得て、これまでの事業を着実に実施していくとともに、これからの水道事業が進んで行く方向を注視しながら、所期の設立目的に沿った水道の安全に貢献できる事業の遂行に努めていく所存ですので、皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

理事長 浜田 康敬

財団の歩み

■ 設立の趣旨

水道法の一部改正（平成 8 年 6 月 26 日）によって、従来水道事業者ごとに区々であった給水装置工事業者の指定要件が全国統一的なものに明確化され、その人的要件に係る「給水装置工事主任技術者」の国家資格が新たに設けられました。

当財団は、この国家資格を取得するための試験の指定試験機関として業務を行うとともに、給水装置工事に関する技術者・技能者の養成や技術の調査研究・開発を行うことを目的として、平成 9 年 3 月 3 日に厚生大臣の許可を得て設立されました。

主な出来事

平成 9 年	3 月	厚生大臣より設立の許可
	5 月	厚生大臣より給水装置工事主任技術者試験の指定試験機関に指定
	6 月	厚生大臣より給水装置工事主任技術者経過措置講習会の実施機関に指定
	8 月	経過措置講習会を開始（平成 11 年度まで）
	10 月	第 1 回主任技術者試験を実施（以後、毎年度実施）
平成 11 年	3 月	給水装置工事配管技能者講習会を開始（以後、毎年度実施）
	6 月	給水装置工事主任技術者証の交付開始
平成 12 年	3 月	機関誌「きゅうすい工事」創刊
	6 月	給水装置工事配管技能者認定協議会の設置
平成 13 年	8 月	給水装置工事配管技能者講習会修了者証の交付開始
平成 14 年	3 月	給水装置工事配管技能者認定証の交付開始
平成 15 年	5 月	「給水装置工事技術指針」発行
平成 22 年	7 月	「e ラーニング」研修講座開設
平成 23 年	1 月	「給排水と給湯システム」編集・刊行
	8 月	「給水装置の事故事例に学ぶ」発行
平成 24 年	3 月	内閣総理大臣より公益財団法人移行の認可
	4 月	「公益財団法人 給水工事技術振興財団」発足
	4 月	「給水装置工事配管技能者講習会」を「給水装置工事配管技能検定会」に変更
	9 月	厚生労働省令「水道法施行規則」（受験の申請）の一部改正
平成 25 年	4 月	「改訂 給水装置工事技術指針」発行
平成 26 年	12 月	財団事務所を「中央区」から「新宿区」に変更
平成 27 年	4 月	「改訂 給水装置工事技術指針」二刷発行
平成 28 年	4 月	事故事例アンケート集計結果（概要）記者発表
	9 月	「東日本大震災給水装置被害状況調査報告書」発行

国家試験実施事務

厚生労働大臣より指定試験機関として指定を受けて以来、給水装置工事主任技術者試験を毎年度 1 回秋期に実施しています。水道法令で受験資格は 3 年以上の実務経験を有する方となっており、試験科目は次の 8 科目です。

試験科目

公衆衛生概論、水道行政、給水装置の概要、給水装置の構造及び性能、給水装置工事法、給水装置施工管理法、給水装置計画論、給水装置工事事務論

なお、既に国家資格に相当する水道事業者の資格を有していた技術者のために、経過措置講習会を平成 9 年度から平成 11 年度までの間、全国 160 都市で開催しました。

試験合格者のうち、厚生労働省より給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた方で、希望される方に給水装置工事主任技術者証を発行しています。

また、平成 26 年 4 月より給水装置工事主任技術者免状の発行業務の一部を厚生労働省から受託しています。

国家試験合格者及び経過措置講習会修了者（単位：人）

実施年度	国家試験合格者	経過措置講習会修了者	計
平成 9 年度	9,984	61,495	71,479
平成 10 年度	13,774	93,731	107,505
平成 11 年度	13,231	682	13,913
平成 12 年度	10,834	-	10,834
平成 13 年度	7,527	-	7,527
平成 14 年度	8,546	-	8,546
平成 15 年度	8,805	-	8,805
平成 16 年度	8,035	-	8,035
平成 17 年度	5,354	-	5,354
平成 18 年度	4,855	-	4,855
平成 19 年度	7,338	-	7,338
平成 20 年度	5,685	-	5,685
平成 21 年度	4,514	-	4,514
平成 22 年度	5,730	-	5,730
平成 23 年度	3,460	-	3,460
平成 24 年度	4,554	-	4,554
平成 25 年度	4,004	-	4,004
平成 26 年度	3,588	-	3,588
平成 27 年度	4,348	-	4,348
平成 28 年度	4,875	-	4,875
計	139,041	155,908	294,949

主任技術者研修事業

給水装置工事主任技術者を対象に給水装置工事を取り巻く最新の技術情報を得る機会を提供するため、新しい機器・工法、事故事例とその対策と課題などを内容とした「e ラーニングシステム研修」を開発し、平成 22 年から研修を開始しています。

技能者養成事業

現場作業に従事する配管技能者の技術力は、給水装置工事、特に配水管から給水管を分岐する工事が適正に行われる上で重要な役割を果たします。

このため、全国統一的な高い技術水準を有する配管技能者を養成する目的で、2 年程度の実務経験を有する者を対象とした、「給水装置工事配管技能検定会」を実施しています。

給水装置工事配管技能検定合格者には、「合格証書」を交付します。また希望に応じて「合格者証」を交付しています。なお、平成 29 年度より「合格者証」カードに一本化する予定です。

技能者資格認定事業

過去に水道事業者又は日本水道協会地方支部・都道府県支部から資格を取得している配管技能者について、当財団が実施している給水装置工事配管技能検定会（旧名称 給水装置工事配管技能者講習会）と同等又は同等以上の講習課程等により資格を取得したか否かを認定するため、独立的な機能を持った給水装置工事配管技能者認定協議会を設置して、適格な資格について認定を行いました。

認定協議会は平成 25 年 3 月末に解散しましたが、「認定協議会が認定した水道事業者等の資格名」に該当する資格をお持ちの方の希望に応じ、「認定証」の発行に関する事務を引き続き行っています。

調査研究事業

給水装置工事技術に関する情報の収集と関係者への提供、調査研究や新技術の開発などを推進します。

その一環として、水道の研究機関や団体等に所属する研究者を対象に調査研究を委託しているほか、財団とともに研究を行う共同研究や、関係機関からの調査研究の受託事業を行っています。

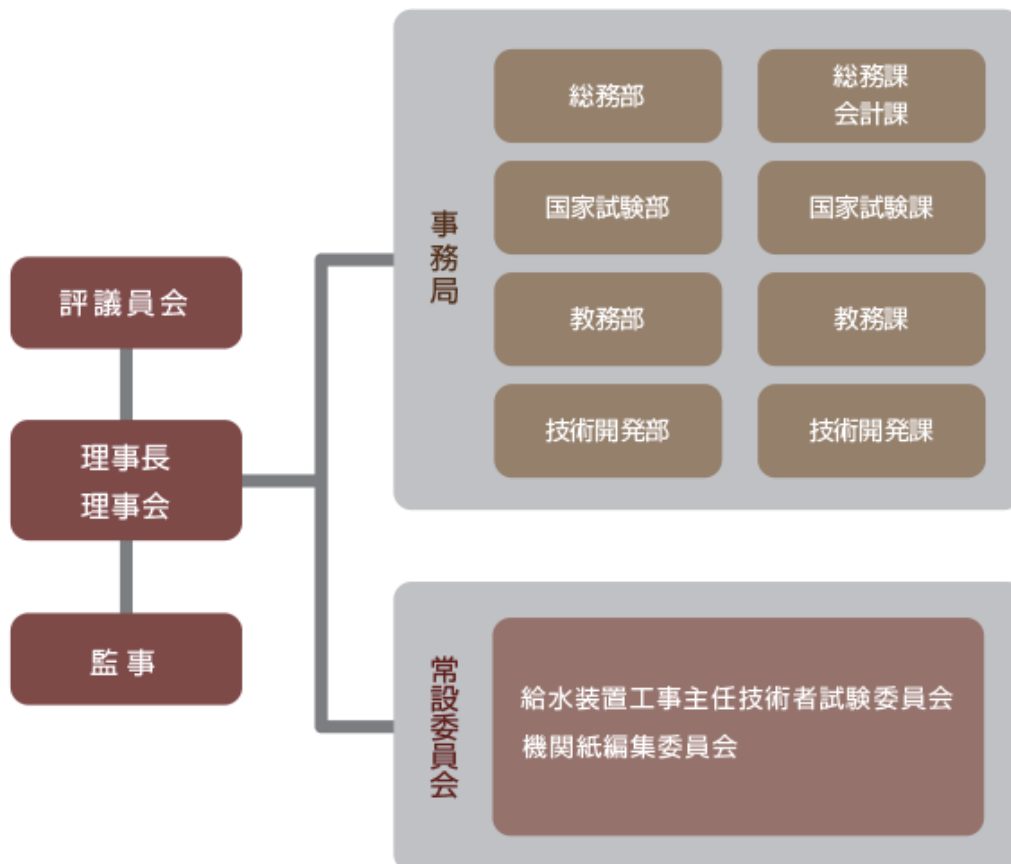
事業内容

出版事業

給水装置工事に携わる技術者等の利用に供するため、下記のような出版物を刊行しています。

- 給水装置工事技術指針
- 給水装置の事故事例に学ぶ～事故対応と予防に向けて～
- 機関誌「きゅうすい工事」(季刊)
- 給排水と給湯システム - 暮らしの水回り -

組織





- JR「新宿駅」(西口)より徒歩10分
- 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(2番出口)より徒歩5分
- 都営大江戸線「都庁前駅」(A7出口)より徒歩1分

住所	〒163-0712 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル12階 公益財団法人 給水工事技術振興財団
代表電話	03-6911-2711
FAX	03-6911-2715 (総務部)
	03-6911-2716 (国家試験部 / 教務部 / 技術開発部)